

しずおかし子育てハンドブック広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るため、しずおかし子育てハンドブック事業に支障のない範囲内においてハンドブックに広告を有償で掲載するものとし、当該広告の掲載の取扱いに関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ハンドブック」とは、子育てに関する情報を提供するために静岡市が年1回発行する冊子であるしずおかし子育てハンドブックをいう。

(掲載可能な広告)

第3条 ハンドブックに掲載できる広告は、広告の内容がハンドブックの公共性、中立性及びその品位を損なわず、かつ、しずおかし子育てハンドブック広告掲載基準に適合するものであって、第9条第4項の規定により市長の承認を受けたものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、紙面1ページにつき次に掲げるとおりとする。

サイズ	縦 190 mm、横 130 mm
掲載件数	上記サイズ内に3件以内

2 広告を掲載するハンドブックは、日本工業規格A5縦型とする。

(広告の掲載紙面)

第5条 広告を掲載するハンドブックの紙面（以下「広告掲載枠」という。）は、ハンドブックの表紙裏面、裏表紙及びその裏面とする。ただし、編集上必要があると認める場合は、市長はこれを変更することができる。

(広告掲載枠の売渡し)

第6条 広告掲載枠は、広告を取り扱う業者（以下「広告取扱業者」という。）に適正な価格で売り渡すものとする。

(広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、広告代理業を営む者のうちから市長が定める方法により選定するものとする。

(広告主の選定及び募集)

第8条 広告取扱業者は、この要綱の規定に基づき広告主を募集し、及び選定しなければならない。

(広告の作成等)

第9条 掲載する広告は、市長が指定する方法により、広告取扱業者の負担で作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告取扱業者は、広告の作成に当たり、あらかじめその内容について市長と協議しなければならない。

3 広告には、広告である旨を明記することとする。

4 広告取扱業者は、掲載する広告について静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置した静岡市広告審査会の審査を経て、市長の承認を受けなければならない。

（広告の変更等）

第10条 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反すると判断したときは、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告の修正を求められたときは、これに従わなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、広告取扱業者が前条の規定に基づく広告の内容等の修正の求めに応じないとき、又は掲載が決定した広告がしずおか子育てハンドブック広告掲載基準に適合しなくなった場合は、広告取扱業者への催促その他の手続を要することなく、当該広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により広告の掲載が取り消された場合において、広告取扱業者又は広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

（広告取扱業者の責務）

第12条 広告取扱業者は、ハンドブックに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等について知的所有権その他の権利処理が完了していることを静岡市に対して保証しなければならない。

3 広告取扱業者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して静岡市において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告取扱業者は、広告の掲載に係る権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

5 広告取扱業者は、市長の承諾を受けずに、広告の作成等の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(管轄する裁判所)

第13条 この要綱に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、静岡市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。